

## 第12号議案

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年6月14日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

蒲郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第  
67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。